

平成 29 年度

障害者の雇用を検討されている企業の皆様へ

受託機関
随時募集実践能力習得
訓練コース

障害者委託訓練事業

「実践能力習得訓練コース」

(企業等を委託先とし、**実際の職場環境を活用した**
実践的な職業能力の習得を図る訓練コース)

をご活用ください！

障害者委託訓練とは、(公財)東京しごと財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様な職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役に立つ知識や技能を身につけることを目的に、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に委託して実施しています

メリット

訓練中の指導を通じて、

◎作業手順や職場のルールの伝え方 及び
業務遂行力や必要な配慮等

障害者雇用についての知識・ノウハウを蓄積できます

その後、採用を具体的に検討する際に
役に立ちます

委託料

委託料として

訓練受講生 1 人あたり
上限月額 6 万円 (税抜)*中小企業等は、
上限月額 9 万円 (税抜)

を訓練終了後に支払います

*中小企業の要件につきましてはお問い合わせください。別途提出書類が必要となります

【コース設定について】

- ・ 訓練期間：原則 3 カ月以内 (月当たり標準 100 時間、下限 60 時間)
(例) 1 日 6 時間 × 10 日間 = 60 時間 (1 カ月)
- ・ 訓練人員：1 名から実施可
- ・ 訓練科目例
 - ・ 事務補助作業 (パソコン書類作成、名刺作成、メールの配布、データエントリー、ファイリング等)
 - ・ 飲食店舗における業務 (洗い場、盛付け、テーブルット、清掃等)
 - ・ 清掃業務 (廊下・階段・トイレ等の清掃、シュレッダー作業、ゴミ分別作業、ゴミ置き場への運搬等)

◎委託訓練のお問い合わせ：お気軽にご相談ください！



(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班

TEL:03-5211-2683 <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

◎障害者雇用の進め方については：

都内ハローワーク(雇用指導部門)にご相談ください